

規定回数を超えるリハビリの選定療養費についてのご案内

疾患別リハビリテーションを行っている患者様で、以下の(1)(2)に該当する場合は保険外併用療養費(選定療養費)として患者様のご負担となります。

- (1) 疾患別リハビリテーションのそれぞれの個別療法について、患者様の希望に基づき1日6単位を超えて実施する場合
- (2) 疾患別リハビリテーションにおいて、患者様の希望に基づき、標準的算定日数を超えて、さらに算定可能とされている1月13単位の限度を超えて実施される場合

◆料金は以下の通りです。

疾患別リハビリテーション料	保険適用の期間	選定療養費 (1単位 20分につき)
心大血管疾患リハビリテーション料(Ⅰ)	150日	2,255円(10%税込)
脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)	180日	2,695円(10%税込)
廃用症候群リハビリテーション料(Ⅰ)	120日	1,980円(10%税込)
運動器リハビリテーション料(Ⅰ)	150日	2,035円(10%税込)
呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)	90日	1,925円(10%税込)

ただし、以下の状態にある患者様は選定療養の対象とはなりませんので、保険外併用療養費(選定療養費)の徴収はいたしません。

- (1) 1日の算定単位数の上限6単位を超えて9単位まで保険適応となる患者様
 - ①回復期リハビリテーション病棟入院料を算定する患者様
 - ②脳血管疾患等で発症後60日以内の患者様
 - ③入院中の患者様で、早期歩行、日常生活動作の自立を目的として疾患別リハビリテーションを実施する患者様
- (2) 標準的算定日数を超えて、さらに月13単位を超えて保険適応となる患者様
 - ①失語症、失認及び失行症の患者様
 - ②高次脳機能障害の患者様
 - ③重度の頸髄損傷の患者様
 - ④頭部外傷及び多部位外傷の患者様
 - ⑤慢性閉塞性肺疾患(COPD)の患者様
 - ⑥心筋梗塞の患者様
 - ⑦狭心症の患者様
 - ⑧回復期リハビリテーション病棟入院料を算定する患者様
 - ⑨難病患者リハビリテーションに規定する患者様
 - ⑩障害児(者)リハビリテーション料に規定する患者様
 - ⑪リハビリテーションを継続して行うことが必要であると医学的に認められる方
 - ⑫先天性又は進行性の神経・筋疾患の患者

金額につきましては、関東信越厚生局に届出しております。

該当される患者様には、事前に受付窓口にてご説明致します。

ご不明な点、ご質問等がございましたら、1階受付窓口までお尋ねください。

三郷中央総合病院

2019年10月1日